

Q 新規イベントは対象外なのか。

A イベントを増やすことが目的ではなく、良いイベントを開催しているが予算不足などにより新しい取り組みができていないイベント等において、参加者がより高い満足度を得られるような新しい仕組みを取り入れるなどの内容を磨き上げることで、参加者の満足度向上と収益の向上、今後のイベント継続を図ることを目的としているので、既存イベントを対象としている。

Q ランニングコストは補助対象にならないのか。

A 本事業では、収益の向上に係る新しい取り組みをしたくても初期投資（イニシャルコスト）が課題で取り組みえないイベント等の支援を目的としている。また、次年度以降も継続できる取り組みとするため、通常発生する経費（ランニングコスト）については、補助対象外としている。

Q 消費税も補助対象となるのか。

A 消費税の課税事業者でない場合、または、簡易課税制度を選択している場合は、消費税も補助対象となる。この場合、前年度の決算書、簡易課税制度を選択している場合は消費税簡易課税制度選択届出書の写しを提出してください。

Q 事業完了と実績報告について。

A 必ずしもイベントが終了している必要はなく、収益化の取り組み（決済システムの導入など）が完了し、期限までに実績報告書が提出できればよいが、イベント終了後には、イベントの実績について別途提出していただきたい。